原議保存期間	10年（令和16年3月31日まで）
有　効　期　間	一種（令和16年3月31日まで）

警　視　庁　交　通　部　長
各 道 府 県 警 察 本 部 長　殿
（参考送付先）
　各管区警察局広域調整担当部長
　警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
　科学警察研究所交通科学部長
　各　方　面　本　部　長

警 察 庁 丁 運 発 第 4 8 号
令　和　5　年　4　月　3　日
警察庁交通局運転免許課長

我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等について（通達）

「「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について」（令和４年９月20日付け警察庁丙運発第30号）の別添「外国免許関係事務取扱い要領」（以下「外免取扱い要領」という。）第１章第１、２⑵ア⑴の自動車等の運転について必要な知識に関する質問及び自動車等の運転に関する実技に関する特例の対象となる「我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等」に、令和５年４月24日からアメリカ合衆国コロラド州を指定し、下記のとおりとするので、対応に誤りのないようにされたい。

なお、「我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等について」（令和４年10月12日付け警察庁丁運発第212号）は令和５年４月24日をもって廃止とする。

記

１　外免取扱い要領第１章第１、２⑵ア⑴の外国等（自動車等の運転について必要な知識に関する質問及び自動車等の運転に関する実技の免除）

①アイスランド、②アイルランド、③アメリカ合衆国（オハイオ州、オレゴン州、コロラド州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及びワシントン州に限る。）、④イギリス、⑤イタリア、⑥オーストラリア、⑦オーストリア、⑧オランダ、⑨カナダ、⑩韓国、⑪ギリシャ、⑫スイス、⑬スウェーデン、⑭スペイン、⑮スロベニア、⑯チェコ、⑰デンマーク、⑱ドイツ、⑲ニュージーランド、⑳ノルウェー、㉑ハンガリー、㉒フィンランド、㉓フランス、㉔ベルギー、㉕ポーランド、㉖ポルトガル、㉗モナコ、㉘ルクセンブルク、㉙台湾の29か国・地域

２　外免取扱い要領第１章第１、２⑵イの外国等（自動車等の運転に関する実技の免除）

①アメリカ合衆国（インディアナ州に限る。）